

「市田柿生産振興事業補助金」のご案内

地域共有の財産である「市田柿」のブランド推進と生産拡大を支援する補助金です。是非ご利用ください。

■補助対象者 飯田市に住所を有する農業者、農業法人

1. 加工設備等購入補助

以下に該当する設備整備を支援します。

- ①乾燥設備 ②除湿設備 ③予冷設備
- ④選果設備 ⑤干し場用パイプハウス
- ⑥干し柿用吊棚 ⑦粉出し機・柿もみ機
- ⑧干柿用シーラ機 ⑨脱針式皮むき機

* 家庭用は対象外です。

* 一人当たりの補助金合計上限額は 50 万円です。

【補助率】

- ① 一般生産者
事業費の 1 / 4
各項目上限 10 万円
- ② 特認生産者
当年度に新たに
市田柿の生産を
開始する者
事業費の 1 / 2
各項目上限 20 万円

お問い合わせ
お申し込み先

【一般生産者】

- ◇JA 各支所営農課
- ◇下伊那園協 まで

特認生産者

- 新たに市田柿の生産
を開始する者
- ◇飯田市農業課
生産振興係

2. 苗木購入補助

市田柿の苗木導入を支援します。

- * 5 本以上定植する場合が対象です。
- * 各生産団体とりまとめにより支援します。
購入先が生産団体でない方は要相談。

【補助率】

1 / 4

購入した

- ◇JA 各支所営農課
- ◇下伊那園協
- それ以外の方は
- ◇飯田市農業課
生産振興係

3. デジタル技術導入補助【期間限定】

加工工程に活用するデジタル技術導入を支援します。

- * 技術普及と省力化推進のため、期間限定で手厚い支援が受けられます。
- * 一千場ごとに補助金の対象となります。
- * 詳細は別紙もご確認ください。

【補助率】

- ① 一般生産者
事業費の 1 / 3
上限 7.5 万円
- ② 特認生産者
事業費の 2 / 3
上限 15 万円

- ◇飯田市農業課
生産振興係 まで

■特認生産者認定制度とは

飯田市では将来にわたって市田柿の生産量を確保するため、規模拡大意欲があり、中心的活動をされる方を支援するため「市田柿特認生産者」認定制度を設けています。下記認定要件に該当し認定されると該当補助の対象となります。認定をご希望の方はお早めに担当までご相談ください。

【認定要件】 ① 実績が栽培面積 10 a 以上及び、出荷量(干上数量) 1 t 以上あること。

② 5 年後の目標が栽培面積 20 a 以上、出荷量(干上数量) 2 t 以上あること。

○ 補助事業の活用を希望される場合は、お早めに電話等でご相談ください。

○ 事業の詳細や、必要な手続きについてご案内させていただきます。

【お問い合わせ先】 飯田市産業経済部農業課生産振興係 担当)代田 祐樹 TEL:0265-21-3217